

## 令和3年度「富山県小規模事業者持続化補助金」Q &amp; A

NO.	分類	Q	A
1	補助対象者	小規模事業者とはどんな事業者を指しますか。	小規模事業者の範囲は以下のとおりです。 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）→常時使用する従業員が5人以下 宿泊業・娯楽業、製造業その他→同20人以下
2	補助対象者	特定非営利活動法人や一般社団法人、一般財団法人は補助対象となりますか。	なりません。 詳しい補助対象の範囲は、 【通常枠】販路開拓等 → 申請の手引きP24 【特別枠】事業継続力強化 → 申請の手引きP2, 3 をご覧ください。
3	補助対象者	従業員数はいつ時点のもので考えればよいですか。	申請時の従業員数をカウントしてください。申請時の提出書類においても、申請時点の数を記載してください。
4	補助対象者	共同で申請するとはどういうことですか。	各小規模事業者が協力して事業を実施する場合に、個々の事業者名を列挙して、1つの申請として行えるということです。 申請時の提出書類には、各事業者ごとに記載が必要なものもありますので、ご注意ください。
5	補助対象者	共同申請する場合、すべての事業者について書類の提出が必要ですか。	書類によって異なります。詳細は、 【通常枠】販路開拓等 → 申請の手引きP50または51 【特別枠】事業継続力強化 → 申請の手引きP15 をご覧ください。

6	補助対象者	同一人物が2つの法人を営んでいますが、各法人で別々に申請することは可能ですか。	可能です。
7	補助対象者	同一人物が通常枠と特別枠をそれぞれ申請することは可能ですか。	可能です。ただし、別々の事業を実施する場合に限りです。
8	補助対象者	県外に主たる事業所が所在しますが、富山県内にも事業所をもつ場合は対象となりますか。	主たる事業所が県内に所在することが必要ですので、対象外となります。
9	【通常枠】 補助対象事業	国の持続化補助金が不採択となった場合、国に提出した書類をそのまま【通常枠】の申請に使用できますか。	使用できます。しかし、国に申請した時点から事業の内容や経費について変更がある場合は、新たに作成しなおすか、変更点をまとめたものを提出していただきます。
10	補助対象事業	他の補助金の交付を受けて実施した事業は対象外ですか。	補助対象が重複する場合は、対象外です。
11	補助対象事業	交付決定前に事業を実施してはいけませんか。	交付決定前に実施した事業は、補助の対象外となります。交付決定通知を受けてから、事業を実施するようにしてください。
12	補助対象経費	経費の上限額は【通常枠】では50万円、【特別枠】では100万円となっていますが、下限はありますか。	下限額は設けていません。

13	【特別枠】 補助対象経費	設備の設置や移転にかかる経費も対象となりますか。	対象となります。設置費や移転費も補助対象経費の「設備費」に含まれます。
14	補助対象経費	消火器やスプリンクラーの購入は対象外なのですか。	消防法や建築基準法で設置が義務付けられているものは、補助の対象外です。義務付けの範囲は、事業所の種類ごとに異なりますので、ご確認ください。
15	補助対象経費	設備費において、購入ではなく、リースも対象ですか。	リースは対象外です。
16	補助対象経費	中古品も対象となりますか。	単価が50万円（税抜き）未満であれば対象となります。
17	補助対象経費	どのような場合に複数見積もりが必要ですか。	新品購入の場合は、単価100万円（税込）を超えた場合のみ複数見積もりが必要となります。中古品の場合は、金額にかかわらず複数見積もりが必要です。
18	補助対象経費	経費を確認できる証拠書類等とは、どのようなものを指しますか。	見積書、納品書、請求書、領収書、銀行振込が確認できるもの等を指します。（見積書だけでは不可） 一枚の証拠書類に、対象経費と対象外経費が含まれている場合は、対象経費の金額が分かるように示してください。
19	提出書類	申請に必要な書類はどこから入手できますか。	県内各商工会議所または富山県商工会連合会のホームページからダウンロードできます。
20	【特別枠】 提出書類	B C Pとは、どのような計画のことですか。	自然災害発生時において、事業資産に被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続または早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動及び緊急時の対処等を定めた計画のことを指します。

21	【特別枠】 提出書類	事業継続力強化計画とは、どのような計画のことですか。	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事業継続力強化計画であって、経済産業大臣の認定を受けた計画のことを指します。
22	【特別枠】 提出書類	すでに事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けた場合は、「事業継続計画（様式3）」の提出は必要ですか。	大臣の認定を受けた計画に記載のある設備を購入する場合は、必要ありません。代わりに、認定を受けている事業継続力強化計画の写しをご提出ください。
23	【特別枠】 提出書類	事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けるべく、申請中の場合はどうしたらよいですか。	新たに「事業継続計画（様式3）」を記載いただく必要はありません。認定を受けるために作成した計画の写しをご提出ください。
24	【特別枠】 提出書類	B C P 計画等の策定に係る経費について補助金の申請を行う場合、「事業継続計画（様式3）」の提出は必要ですか。	必要ありません。ただし、補助金の交付を受けて当該事業を実施した場合、実績報告の際に策定したB C P 計画等を提出いただくこととなります。